

令和7年度石垣市奨学給付金奨学生募集要項

1 奨学生の資格

- (1) 本市に3年以上引き続き住所を有する者の子弟であって、高等専門学校（1～3年生の課程を除く）、専門学校、専修学校（高等学校に類する課程を除く）、短期大学、大学（外国の大学含む）、大学院等に在学している者
※ 令和7年度中に入学予定の者を含む（申請時において合格通知の有無は問いません）。
- (2) 修学の意欲と能力を有するにもかかわらず、経済的理由により学資の支弁が困難と認められる者
- (3) 石垣市奨学貸付金又は桃原用昇奨学貸付金の貸付を受けていない者
- (4) 石垣市奨学給付金又は桃原用昇奨学給付金の交付を受けたことがない者

2 奨学給付金の申請の際に必要な提出書類

- (1) 奨学給付金給付申請書（様式第1号）
- (2) 奨学給付金志望理由書（様式第2号）
※ 詳細は、「3 奨学給付金志望理由書について」をご確認ください。
- (3) 奨学給付金奨学生推薦書（様式第3号）
※ 令和6年度入学者若しくは令和7年度入学予定者については、出身高等学校等のもの
- (4) 学業成績証明書
※ 令和6年度入学者若しくは令和7年度入学予定者については、出身高等学校等のもの
※ 開封無効
- (5) 在学証明書
- (6) 住民票謄本
※ 続柄、本籍地、世帯主の記載、マイナンバー省略
※ 生計を共にする家族及び本人のもの
- (7) 石垣市奨学金口座振込依頼書（別紙1）
- (8) 申請者本人名義の預貯金通帳の写し
※ 金融機関名、支店名、支店番号、口座番号、口座名義（フリガナ）が確認できる部分。

(9) 同一世帯にいる保護者全員分の各証明書

- ・市県民税所得証明書
 - ・資産証明書（もしくは無資産証明書）
 - ・印鑑登録証明書 → 市民課で発行
 - ・義務履行証明書 → 納税課で発行
- } 税務課で発行

※ 同一世帯内に本人の兄弟や祖父母など収入のある世帯員がいる場合、その方の所得証明書も必要です。

3 奨学給付金志望理由書について

奨学給付金を志望する理由、在学中（進学後）に取り組みたいこと、卒業後に石垣市、八重山又は沖縄の振興・発展のために取り組みたいことを自由に記述してください。

- ・文字数：1,200 字以内（用紙 3 枚以内）
- ・必ず自書のうえ、ハッキリと文字が読めるように 2B 以上の鉛筆又はシャープペンシルを使用してください。
- ・題名は記載せず、1 行目から書き出してください。
- ・必ず所定の様式を使用してください。

4 受付期間・受付場所

令和6年9月17日（火）～ 10月31日（木）8:30～17:00（12:00～13:00 を除く）

※ 土曜日・日曜日・祝日を除く。

※ 郵送の場合、締切日必着となりますのでご注意ください。

【提出先】〒907-8501 石垣市真栄里 672 番地

石垣市教育委員会 教育総務課 企画調整係

☎ 0980-87-5077

5 審査基準

- (1) 学業成績（評定平均値 4.0 以上）
- (2) 家計状況（1 年間の総所得金額が、石垣市の定める所得基準額以下であること）
※ 提出された『収入のある世帯員分の所得証明書』を基に審査します。
- (3) 志望理由（1,200 字以内の作文）
- (4) 人物評価など

6 奨学給付金の額 月額 50,000 円

7 給付期間

奨学給付金を受けるに至った月から、その専門学校・大学等の正規の修学期間とする。

※ 学業成績不振（留年）を理由に給付期間の延長はできません。

8 募集人数 3名（予定）

9 石垣市奨学貸付金・桃原用昇奨学給付金との併願について

石垣市独自で行っている石垣市奨学貸付金及び桃原用昇奨学給付金との併願は可能です。ただし、貸付と給付の両方の奨学生となることは出来ません。併願される場合他方においては、以下の提出書類についてコピーの提出でも構いません。※必ずどちらかには原本を添付してください。

- (1) 在学証明書
- (2) 住民票謄本
- (3) 石垣市奨学金口座振込依頼書
- (4) 市県民税所得証明書・資産証明書・印鑑登録証明書・義務履行証明書
- (5) 収入のある世帯員分の市県民税所得証明書

※ 日本学生支援機構等の他の奨学金制度（給付型・貸付型を問わず）を利用予定の方も併願可能です。

石垣市教育委員会 教育総務課
電話：0980-87-5077
FAX：0980-82-0294
E-mail：kyouiku@city.ishigaki.okinawa.jp